

◎株式会社日本政策投資銀行法の一部 を改正する法律

(平成二十七年五月二〇日法律第三三号)

一、提案理由(平成二十七年四月一日・衆議院財務金融委員 会)

○麻生国務大臣 たいま議題となりました株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

内外の金融秩序の混乱または大規模な災害等の危機時における必要な資金供給を確保するとともに、地域活性化等につながる民間による成長資金の供給を促進することは重要な課題であります。政府は、こうした観点から、日本政策投資銀行について、完全民営化の方針を維持しつつ、その融資機能を活用するため所要の施策を講ずることとし、本法律案を提出いたしました次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
第一に、当分の間、日本政策投資銀行に対し、危機対応業務

を義務づけるとともに、その適確な実施のため、政府出資に係る期限の延長等所要の施策を講ずることといたしております。

第二に、同銀行が、地域の活性化や日本企業の競争力強化などにつながる出資等の業務を期限を定めて集中的に実施するものとし、このため、政府出資等所要の施策を講ずることといたしております。

第三に、これらの施策を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府は、各業務に対応し必要な同銀行の株式を保有することといたしております。

第四に、日本政策投資銀行は、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならないこととするほか、その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十七年四月一四日)

○古川禎久君 たいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、株式会社日本政策投資銀行の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し日本政策投資銀行の投融资機能を活用するため、所要の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月三十一日当委員会に付託され、四月一日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二七年四月一〇日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、株式会社日本政策投資銀行に対する国の関与の在り方について検討を加えるに際しては、業務運営の公共性及び危機対応業務の重要性に鑑み、日本政策投資銀行等による危機対応の適確な実施を確保する観点からも検討を行うこと。また、日本政策投資銀行の長期的企業価値を高めていく観点から、人材育成など適切な措置を講ずること。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

三、参議院財政金融委員長報告(平成二七年五月一三日)

○古川俊治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会での審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、株式会社日本政策投資銀行の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し同銀行の投融资機能を活用するため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、日本政策投資銀行の完全民営化に向けた道筋、危機対応業務を義務付ける意義と役割分担の在り方、同銀行が成長資金を供給することによる民業圧迫の懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門史紀史委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年五月二二日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 一般の法改正の趣旨を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の適確な実施、地域活性化及び我が国企業の競争力強化等に資する成長資金供給について、それぞれ万全を期すこと。その際は、民間金融機関との協調に留意し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意すること。

一 我が国企業の国際競争力の強化の重要性に鑑み、日本政策投資銀行及び株式会社国際協力銀行において、競争力のある人材の育成や確保を始めとする体制整備が図られるよう、適切な措置を講ずること。

一 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献するとともに、民間の成長資金供給を促すよう、適切な運用に努めること。その際、同業務は民間による資金供給が充足するまでの過渡的な対応であり、その固定化を防ぐ適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行の株式の処分方法等の検討に当たっては、その業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保、日本政策投資銀行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意して検討を行い、長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行の完全民営化に向け民間金融機関による危機対応業務への参入を促すため、これまでの危機対応業務に基づく貸付債権の状況等の開示を促すこと。

右決議する。